

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 規則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する規則の一部を改正する規則 第4号 (医務課) 2
- 大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則 第5号 (医薬安全課) 3

### 告示

- 私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類 第76号 (学事振興課) 6
- 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 第77号 (水大気環境課) 7
- 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 第78号 (同) 7
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定 第79号 (生活衛生課) 7
- 解除予定保安林 第80号 (森林保全課) 7
- 道路の区域の変更 第81号 (道路維持課) 8
- 道路の供用の開始 第82号 (同) 8
- 河川法第6条第1項第3号の区域の指定 第83号 (河川課) 8
- 都市計画道路の変更 (知多都市計画道路3・3・11号名古屋半田線始め2件) 第84号 (都市計画課) 8
- 都市計画道路の変更 (西三河都市計画道路3・5・53号西尾新川港線始め3件) 第85号 (同) 8
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・2・36号梅ノ木線) 第86号 (都市整備課) 8
- 令和7年度における愛知県都市公園条例第5条第1項第3号口の愛・地球博記念公園の魔女の谷のみえる展望台の混雑が予想される日のうち知事が定める日 第87号 (公園緑地課) 9
- 指定納付受託者の指定 第88号 (航空空港課) 9
- 愛知県証紙条例に基づく売りさばき人の指定の一部改正 第89号 (会計局会計課) 9

### 病院事業庁告示

- 県立病院における使用料の細目料金の一部改正 第1号 (経営課) 9

### 教育委員会告示

- 口頭により閲覧の求めをすることができる個人情報指定の一部改正 第1号 (総務課) 10

### 海区漁業調整委員会告示

- 愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正 第2号 (海区漁業調整委員会) 10

内水面漁場管理委員会告示

○愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	第1号 (内水面漁場管理委員会)	11
公 告		
○愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業(第1期・消防学校)に関する総合評価一般競争入札の実施	(防災危機管理課)	12
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	15
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	16
○森林法第189条の規定による掲示	(森林保全課)	17
○令和7年度公共建設資材単価調査業務委託に関する一般競争入札の実施	(建設企画課)	18
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(知多新南土地区画整理組合)	(都市整備課)	20
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	20

**規 則**

精神保健及び精神障害者福祉に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する規則(昭和三十六年愛知県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第三中「柄き」を「続柄」に改める。

様式第六を次のように改める。



愛知県規則第五号

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（平成十二年愛知県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「大麻草採取栽培者名簿の」を「第一種大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」に改め、同項第二号中「大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」に改め、同項第三号中「大麻草採取栽培者免許証返納届」を「第一種大麻草採取栽培者免許証返納届」に改め、同項第六号中「大麻の」を「大麻、発芽不能未処理種子及び麻葉の」に、「大麻事故届」を「大麻等事故届」に改め、同項第七号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に、「大麻の」を「大麻又は発芽不能未処理種子の」に、「大麻譲渡届」を「大麻等譲渡届」に改める。

様式第二中  
「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」に、及び業務を行う役員の氏名）を「）」に改める。

様式第二中  
「大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」に、及び業務を行う役員の氏名）を「）」に改める。

様式第三中  
「大麻草採取栽培者免許証返納届」を「第一種大麻草採取栽培者免許証返納届」に、及び業務を行う役員の氏名）を「）」に改める。

様式第七を次のように改める。

「  
事故が生じた大麻、発芽  
不能未処理種子及び麻薬  
」に、  
「及び業務を行う役員の氏名）」  
を「  
」に改める。

様式第四中  
「及び業務を行う役員の氏名）」  
を「  
」に改める。

様式第五中  
「大麻を取り扱う事務所の  
位置  
」を  
「業務上大麻を取り扱う  
事務所の位置  
」に、  
「及び業務を行う役員の氏名）」  
を「  
」に改める。

様式第六中  
「大麻事故届  
」を「  
大麻等事故届  
」に、  
「大麻を取り扱う事務所の  
位置  
」を  
「業務上大麻、発芽不能  
未処理種子及び麻薬を  
取り扱う事務所の位置  
」に、  
「事故が生じた大麻  
」を

様式第7 (第1条関係)

大麻等譲渡届		年	月	日
愛知県知事 殿	住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地) 続柄 氏名 (法人又は団体にあつては、その名称)			
譲渡人	大麻又は発芽不能未処理種子を譲り渡したので次のとおり届け出ます。 期間満了等の事由の生じた免許証の番号 位置 氏名又は名称 住所又は所在地 氏名又は名称	第	号	
譲受人	期間満了等の事由の生じた免許証の番号 位置 氏名又は名称 住所又は所在地 氏名又は名称	第	号	
品名	譲渡した大麻又は発芽不能未処理種子	数	量	
免許の種類	業務上大麻及び発芽不能未処理種子を取り扱う事務所又は麻業研究施設 業務上大麻及び発芽不能未処理種子を取り扱う事務所又は麻業研究施設 大麻草栽培者又は麻業研究施設の設置者	免許証の番号	第	号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八(表)中

「大麻草採取栽培者免許証」

を

「第一種大麻草採取栽培者免許証」

に

「及び業務を行う役員の氏名」

を

「」

に

「大麻草採取栽培者で

を

「第一種大麻草採取栽培者で

に

改める。

附則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

告示

愛知県告示第76号

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

(公認会計士又は監査法人の監査の内容)

第1条 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定による公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次条において同じ。)又は監査法人の監査は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類(私立学校法(昭和24年法律第270号)第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区

分資金収支計算書を除く。)及びその附属明細書(収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書)が作成されているかどうかについて受けなければならない。

(私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類)

第2条 私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

附 則

(施行期日等)

- この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る監査及び書類の提出から適用する。  
(私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定の廃止)
- 平成27年愛知県告示第455号(私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定)は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

愛知県告示第77号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
田原市緑が浜三号1番の一部で次の図に示す区域(面積100.00㎡)	ふっ素及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び東三河総局県民環境部環境保全課において閲覧に供する。)

愛知県告示第78号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 解除に係る形質変更時要届出区域  
北名古屋市宇福寺神明51番の一部(令和4年愛知県告示第312号により指定した区域)
- 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 1の区域の全部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)

愛知県告示第79号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和5年愛知県告示第142号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定)は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

12歳以上の者	6歳以上12歳未満の者	6歳未満の者
530円	180円	100円

備考 普通公衆浴場(温湯、潮湯又は温泉を使用して、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。)以外の公衆浴場の公衆浴場入浴料金については、この統制額は適用しない。

愛知県告示第80号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 解除予定保安林の所在場所  
北設楽郡東栄町大字三輪字山ノ上田20(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	内津勝川線	旧	春日井市内津町字上町2番2地先から同12番地先まで	m 12.1 ~ 14.1	km 0.024
		新	同	12.1 ~ 18.1	同

愛知県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	257号	北設楽郡設楽町田口字小西27番4地先から同27番17地先まで	令和7年2月28日
	473号	岡崎市鉢地町字山本23番1地先から同21番1地先まで	

愛知県告示第83号

一級河川矢作川水系広田川について、次の図面に茶色で着色した区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域を同項第3号の区域として指定する。

なお、「次の図面」は省略し、愛知県建設局河川課及び愛知県西三河建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

知多都市計画道路3・3・11号名古屋半田線

知多都市計画道路3・3・31号半田駅前線

愛知県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

西三河都市計画道路3・5・53号西尾新川港線

西三河都市計画道路3・4・101号米津碧南線

西三河都市計画道路3・5・89号半城土広小路線

愛知県告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画道路事業3・2・36号梅ノ木線	平成6年10月12日から令和11年3月31日まで	取用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第87号

令和7年度における愛知県都市公園条例（昭和32年愛知県条例第22号）第5条第1項第3号口の愛・地球博記念公園の魔女の谷のみえる展望台の混雑が予想される日のうち知事が定める日を次のように定める。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

令和7年4月1日から同月4日までの日及び同月7日

愛知県告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和6年12月25日次のように指定した。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入等を納付させる期間
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号 S G スクエア7階	愛知県名古屋飛行場においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料及び駐車場使用料（あいち航空ミュージアムの駐車場に係るものを除く。）	令和7年3月24日から 令和8年2月28日まで

愛知県告示第89号

平成25年愛知県告示第223号（愛知県証紙条例に基づく売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、令和7年3月15日から施行する。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

「及び一宮警察署尾西幹部交番」、「及び東海警察署大府幹部交番」及び「及び安城警察署知立幹部交番」を削る。

**病院事業庁告示**

愛知県病院事業庁告示第1号

平成31年愛知県病院事業庁告示第5号（県立病院における使用料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日

愛知県病院事業管理者  
病院事業庁長 高橋 隆

県立病院における使用料の細目料金の表中

愛知県がんセンター	1日につき	個室A	33,000円	を
		個室B	17,600円	
		個室C	12,650円	
		個室D	7,330円	
あいち小児保健医療総合センター	1日につき	個室A	5,230円	を
		個室B	1,100円	
		個室A	37,400円	

愛知県がんセンター	1日につき	個室B	20,900円	に改める。
		個室C	14,300円	
		個室D	8,800円	
愛知県精神医療センター	1日につき	4,400円		
あいち小児保健医療総合センター	1日につき	個室A	6,600円	
		個室B	2,200円	

### 教育委員会告示

愛知県教育委員会告示第1号

令和5年愛知県教育委員会告示第1号（口頭により閲覧の求めをすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年2月28日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

表中「全日制課程にあっては」を「全日制課程、定時制課程又は通信制課程における」に改め、「定時制課程にあっては後期選抜の合格発表日から」を削る。

### 海区漁業調整委員会告示

愛知海区漁業調整委員会告示第2号

愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成12年愛知海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月28日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男

第2条第1項第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「場合」の次に「（前項第1号に掲げる開示の方法による場合に限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第16条第2項の規定による写しの交付による開示の実施は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付
  - (2) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
  - (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と開示の実施を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第2項第3号において同じ。）を使用して送信する方法
- 第10条第2項に次の1号を加える。

(3) 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法

第13条第1項第10号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

様式第1中

開示の実施の方法 〔希望する方法を○〕 〔で囲んでください。〕	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)	を
開示の実施の方法	1 □閲覧・視聴 2 □用紙に複写した写しの交付 3 □光ディスクに複写した写しの交付 4 □オンラインによる写しの交付 (2又は3の場合の郵送による送付の希望 □有 □無)	に、

「注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。

2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

3 ※の欄は、記入する必要がありません。

- 「注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送による写しの交付を希望する場合は、当該郵送の費用を含む。）を負担していただきます。
- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したもの及び文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録が含まれます。
- 3 「開示の実施の方法」及び「2又は3の場合の郵送による送付の希望の有無」について、該当する□にレ印を記入してください。 に改める。
- 4 開示の実施の方法については、御希望に添えない場合があります。
- 5 ※の欄は、記入する必要がありません。 」

様式第2及び様式第3中

「3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項第10号の改正規定は、同年2月28日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定に基づいて作成されている行政文書開示請求書の用紙は、改正後の愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

### 内水面漁場管理委員会告示

愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号

愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成12年愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月28日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 井野川 伸 男

第2条第1項第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「場合」の次に「(前項第1号に掲げる開示の方法による場合に限る。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第16条第2項の規定による写しの交付による開示の実施は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付
  - (2) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
  - (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と開示の実施を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第2項第3号において同じ。）を使用して送信する方法

第10条第2項に次の1号を加える。

- (3) 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法

第13条第1項第10号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

様式第1中

開示の実施の方法 { 希望する方法を○ } で囲んでください。	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)	を
開示の実施の方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 2 <input type="checkbox"/> 用紙に複写した写しの交付 3 <input type="checkbox"/> 光ディスクに複写した写しの交付 4 <input type="checkbox"/> オンラインによる写しの交付 (2又は3の場合の郵送による送付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	に、

- 「注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。 を
- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。
- 3 ※の欄は、記入する必要がありません。 」

- 「注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送による写しの交付を希望する場合は、当該郵送の費用を含む。）を負担していただきます。
- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したもの及び文書等をスキャナにより読み取っ

てできた電磁的記録が含まれます。

- 3 「開示の実施の方法」及び「2又は3の場合の郵送による送付の希望の有無」について に改める。  
 では、該当する□にレ印を記入してください。
- 4 開示の実施の方法については、御希望に添えない場合があります。
- 5 ※の欄は、記入する必要がありません。 」

様式第2及び様式第3中

「3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項第10号の改正規定は、同年2月28日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定に基づいて作成されている行政文書開示請求書の用紙は、改正後の愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

## 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当します。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

### 1 調達内容

#### (1) 事業名称

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校）

#### (2) 事業場所

西春日井郡豊山町青山地区

#### (3) 事業概要

##### ア 事業方式

愛知県基幹的広域防災拠点（第1期・消防学校）については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業者が自らの提案をもとに整備対象施設の設計及び建設を行った後、県に消防学校の所有権を移転し、特定事業契約書に示される内容の運営、維持管理及び任意事業を行う方式（BTO（Build Transfer Operate）方式）により実施します。

##### イ 契約期間

契約締結日から令和31年3月31日まで

##### ウ 事業範囲

入札説明書で示す事業範囲とします。

### 2 競争参加資格

#### (1) 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこととします。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこととします。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記することとします。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業を定めるとともに明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 愛知県建設工事等指名停止取扱要領又は愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。

エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者（次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者をいう。キにおいて同じ。）でないこと。

(ア) 当該法人又はその子会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式を有し、又は出資している者が存在しない場合は他の株式を有し、又は出資している者より特に抜きん出て株式を有し、又は出資している者）

(イ) 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。

- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・EY新日本有限責任監査法人
- ・西村あさひ法律事務所
- ・株式会社佐藤総合計画

キ 県が設置する愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校）PFI事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ク 入札参加を希望する者の間に、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次に掲げる基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が、再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合を除く。

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が、再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち本施設の設計・工事監理、建設及び運営・維持管理の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の該当する要件を満たすこととします。

ア 設計業務及び工事監理業務に当たる企業の要件

次に掲げる要件を全て満たすこととします。なお、設計業務は、原則、事業提案書提出時に図面等を作成した企業が行うこととします。ただし、やむを得ない理由がある場合は、県と協議の上、変更することができるものとします。この場合、事業提案書提出時に提出した図面等は変更できないものとします。

(ア) 当該業務に着手する前までに、当該年度の愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ウ) 構造設計一級建築士の資格を有している者を配置すること。

(エ) 元請として、平成21年度以降、延べ面積3,000㎡以上の消防学校、学校教育法に基づく学校、庁舎又は事務所（以下「消防学校等」という。）の設計（改修工事を除く。）の業務の実績を有すること。

イ 建設業務に当たる企業の要件

次の要件を全て満たすこととします。

(ア) ア(ア)に同じ。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。なお、応募グループにより応募する場合は、工事を担当する構成員又は事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う企業のいずれかが当該許可を受けていること。

(ウ) 愛知県建設局・都市・交通局・建築局における入札参加資格において、認定された経営事項評価

点数が、建築工事業については1,200点以上、電気工事業については880点以上、管工事業については880点以上、土木工事業については1,150点以上であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも1者が分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(エ) 元請として、平成21年度以降、延べ面積3,000㎡以上の消防学校等の建設（改修工事を除く。）の業務の実績を有すること。

ウ 運営・維持管理業務に当たる企業の要件

次の要件を全て満たすこととします。

(ア) 参加表明書受付時において令和6年度及び令和7年度の物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「01. 建物等各種施設管理」に登録されていること。ただし、当該名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

(イ) 元請として、平成21年度以降、消防学校等の維持管理（別に入札説明書で定める維持管理業務に掲げる業務のいずれかに限る。）の業務を受託した実績があること。なお、実績に係る要件については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(3) 応募者の構成員等の変更

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までに(1)及び(2)の要件を欠くような事態が生じた場合は失格とすることがあります。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

3 入札説明書の公表方法等

(1) 入札説明書等の公表方法

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai-kyoten/kyoten-nyuusatu.html>）において、令和7年2月28日（金）から公表します。

(2) 入札説明書等に関する説明会の日時及び方法

ア 開催日時

令和7年3月5日（水） 午後4時から

イ 開催方法

(1)のウェブページに掲載します。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 期間

令和7年3月28日（金）から令和7年4月16日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室

名古屋市中区三の丸三丁目2-1（郵便番号460-8501）（東大手庁舎1階西側）

ウ 方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室に令和7年4月16日（水）午後5時までに必着とします。

(4) 入札及び開札の予定日時及び場所等

ア 日時

令和7年8月18日（月） 午後1時30分

イ 場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

ウ 入札書等の提出方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室に令和7年8月15日（金）午後5時までに必着とします。

(5) 問合せ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室

名古屋市中区三の丸三丁目2-1（郵便番号460-8501）（東大手庁舎1階西側）

電話（052）954-7478

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

また、落札者決定基準については、入札説明書で示します。

5 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
免除します。
- (3) 入札の無効  
愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第152条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) その他  
ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。  
イ 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Design, construction, operation and maintenance of main wide-area disaster management base facility in Aichi prefecture (1st phase: Fire Brigade Training School) under a PFI-BTO method
- (2) Submission deadline for applications: 5:00 p.m., April 16, 2025 (Postal applications must reach us by 5:00 p.m., April 16, 2025.)
- (3) Bidding time: 1:30 p.m., August 18, 2025 (Postal bids must reach us by 5:00 p.m., August 15, 2025.)
- (4) Contact point: Disaster Prevention Base Section, Disaster Prevention and Crisis Management Division, Disaster Prevention Department, Bureau of Disaster Prevention and Security, Aichi Prefectural Government  
3-2-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan  
Tel. 052-954-7478

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社舟弘  
小牧市常普請二丁目135番地の2  
代表取締役 舟橋 潔
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゲオ小牧常普請店・セカンドアウトドア小牧常普請店  
小牧市常普請三丁目197ほか5筆
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年9月30日
- 4 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ゲオストア	
	代表者の氏名	代表取締役 濱野 敏郎	
	住所	名古屋市中区富士見町8番8号	
	その他小売業を行う者	1名（縦覧による）	
店舗面積の合計		1,163㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	62台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	20台

施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	30㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	5.55㎡
	小売業を行う者の開店時刻	午前9時（一部午前10時）	
	小売業を行う者の閉店時刻	午前0時（一部午後8時）	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午前0時30分まで		
駐車場の自動車の出入口	数	4箇所	
	位置	縦覧による	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで		

5 届出の日

令和7年1月29日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年2月28日（金）から令和7年6月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和7年6月30日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社

春日井市中央台二丁目5番地

代表取締役 高橋 利光

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高蔵寺ニュータウンセンター

春日井市中央台二丁目5番地ほか4筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	ユニー株式会社	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 佐古 則男	代表取締役 榊原 健
住所	稲沢市天池五反田町1番地	変更前に同じ
その他小売業を行う者	38名（縦覧による）	35名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

(6) 届出の日

令和7年1月15日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年2月28日（金）から令和7年6月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年6月30日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社S M B C 信託銀行  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
代表取締役 谷 司朗

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

半田あさひまちモール  
半田市旭町四丁目8番地ほか6筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 半田市旭町四丁目計画 半田市旭町四丁目15番地、21番地	半田あさひまちモール 半田市旭町四丁目8番地ほか6筆
小売業を行う者	氏名又は名称	未定
	代表者の氏名	未定
	住所	未定
	その他小売業を行う者	未定
		株式会社ロピア
		代表取締役 高木 勇輔
		川崎市幸区南幸町2丁目9番地
		2名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

大規模小売店舗の名称及び所在地の変更並びに小売業者の入店のため。

(6) 届出の日

令和7年1月29日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年2月28日（金）から令和7年6月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年6月30日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を新城市役所に掲示した。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	所在が不明である通知の相手方
新城市四谷字峠1377の1	古田縫太郎
新城市四谷字峠1377の1及び1383の1	小野田清吉
同	小野田藤一郎
同	近藤 えな
新城市四谷字峠1383の1	古田寿美枝
同	小野田友次郎

新城市作手保永字打木80の1及び80の3

西郷 義男

## 2 通知の要旨

令和6年農林水産省告示第2297号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
令和7年度公共建設資材単価調査業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書で示す仕様とします。
- (3) 契約期間  
契約締結の翌日から令和8年3月25日（水）まで
- (4) 納入場所  
愛知県建設局土木部建設企画課
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「07. 調査委託」に登録されている者であること。
- (4) 確認申請書の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (6) 入札参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がある者でないこと。詳細は、入札説明書によります。
- (7) 建設業者との中立・公平性が確保されていること。詳細は、入札説明書によります。
- (8) 入札説明書で定める守秘義務の遵守に係る条件を満たすこと。
- (9) 国、地方公共団体又は特殊法人等発注の過去10年間（平成26年4月1日から確認申請書を提出する前日まで）に完了した同種業務について、1件以上の実績を有すること。詳細は、入札説明書によります。
- (10) 配置予定の管理技術者及び照査技術者は、入札説明書で定める資格を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法

令和7年2月28日（金）午前9時から令和7年3月7日（金）午後5時までの電子入札システムの稼

働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和7年4月1日（火）午前9時から令和7年4月2日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和7年4月3日（木）午前10時

愛知県建設局土木部建設企画課

(4) 問合せ先

愛知県建設局土木部建設企画課土木技術グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6507

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び関係書類を令和7年2月28日（金）午前9時から令和7年3月7日（金）午後5時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。ただし、添付書類については、3(4)の問合せ先まで持参することも可とします。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された確認申請書及び添付書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 調達の条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

(8) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Subject matter of the service to be required: Subcontract for research into unit pricing of materials for public construction work

(2) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification by electronic bidding system: Documentation must be submitted between 9:00 a.m., February 28, 2025, and 5:00 p.m., March 7, 2025

(3) Time limit for the submission of tenders: Tenders must be submitted by electronic bidding system between 9:00 a.m., April 1, 2025, and 5:00 p.m., April 2, 2025

(4) Contact point for tender documentation: Civil Engineering Group, Planning Division, Public Works Department, Bureau of Construction, Aichi Prefectural Government  
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan  
Tel. 052-954-6507

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 組合の名称  
知多新南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
知多市新知字大橋10-1
- 3 設立認可の年月日  
平成31年4月16日
- 4 変更認可の年月日  
令和7年2月28日

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-53	令和 6.7.17	山下 善史	犬山市上坂町二丁目95	北名古屋市二子双葉21-1
6尾建 96-115	6.11.21	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見 研介	東京都港区芝浦三丁目1-21	清須市寺野郷前17-2ほか4筆
6尾建 96-142	7.1.14	小林 大輝 小林 里奈	春日井市東野町西二丁目3-3	尾張旭市旭ヶ丘町山の手575-1

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	工区	工区に含まれる地域の名称
6西建 44-31	令和 6.10.30	株式会社協和設計 代表取締役 阪野末利子	名古屋市緑区倉坂1515	第2工区	高浜市青木町八丁目5-20 ほか5筆の各一部ほか